

規制シート(様式)

(別紙1)

160198200800002

平成27年2月18日

規制の名称	電子レセプトのバージョンアップ(「紙レセプト型」を「データ処理指向型」に)	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年8月2日厚生省令第36号)、高齢者の医療の確保に関する法律第16条(昭和57年8月17日法律第80号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室長 赤羽根 直樹
規制目的	レセプトの電子化への対応が困難である保険医療機関等に対し配慮する観点から、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(以下「請求省令」という。)を見直し、免除又は猶予等の例外措置を設けることとしている。		
規制内容の概要	平成18年の省令改正により、医療保険事務の効率化等を推進するため、保険医療機関等による診療報酬等の請求手続の一態様として、請求省令においてオンライン請求が原則とされ、保険医療機関等の種別や規模、レセプトコンピュータ(以下「レセコン」という。)の利用状況等に応じ、平成23年度当初までに順次オンライン請求への移行を進めることとしていたところである。 診療報酬等の請求方法を原則としてオンライン請求又は電子媒体請求による請求とし、レセプトの電子化への対応が困難である保険医療機関等(①レセコンを使用せず手書きでレセプトを作成、②診療又は調剤に従事する常勤の医師・歯科医師・薬剤師が高齢、③電子レセプト非対応のレセコンを使用しているが、リース期間又は減価償却期間が終了していない)に対し配慮する観点から、請求省令を見直し、免除又は猶予等の例外措置を定め、書面による請求を可能としているところである。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	ご提案の「データ処理指向型」への転換については、レセプトに関連する団体(保険医療機関、保険薬局、保険者及び審査支払機関等)の理解を得ながら関連する制度やシステムの変更を進める必要があることから、現時点では困難と考えている。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>